

# 博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

2021年3月12日

京都橘大学大学院  
文学研究科

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条の  
規程による公表を目的として、令和 3 年 3 月 12 日に本学において博  
士の学位（文博論乙第 2 号）を授与した者の論文内容の要旨および  
論文審査の結果の要旨を収録したものである。

# 目 次

## 【論文博士】

1. 米澤 洋子 博士（文学） 文博論乙第2号

学位論文題目： 山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究

論文内容の要旨.....	4
論文審査の結果の要旨.....	6

氏名（本籍）	よね ざわ よう こ 米 澤 洋 子	（ 京都府 ）
学位の種類	博士（文学）	
学位の記号	文博論乙第2号	
学位論文題目	山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究	
学位審査委員	主査 教授	野田 泰三
	副査 教授	永井 和
	副査 教授	細川 涼一

## 論文内容の要旨

本論文の構成は以下の通りである。

序論

第一編

中世後期の柿の流通と生産活動―山科東庄との関連において―

第二編

山科家の栗贈答―中世後期の贈与行為に関する一考察―

第三編

室町・戦国期の山科家の医療と「家薬」の形成―三位法眼家傳秘方をめぐる―

第四編

中近世移行期における在地の動向―山科東庄三郎兵衛の「家」の存続を事例として―

第五編

中世後期の山科東庄の経済活動―贈答を視点として―

総論

これに参考資料として「史料紹介 三位法眼家傳秘方百二十種書」が付く。

以下に、各編の要点を記す。

序章

中世の山科家・山科七郷、ならびに文化人類学・社会学の成果を踏まえて日本中世における贈答の研究史を整理した上で、公家山科家の贈答行為と同家を支えた家領山科東庄の経済活動、荘民個別の贈答行為の実態解明を目的とする。

第一編

山科東庄の貢納品であり、近世には山科地域の特産商品となる渋柿（柿渋の原料）の、中世後期における生産と販売について論ずる。渋柿は文明12年（1480）から天文17年（1547）まで山科家への八朔貢納品としてみえ、栗に半世紀遅れて東庄山稜部に栽培が本格化したと思しい。山科郷民は供御人の特権を背景に15世紀末には洛中での販売、16世紀半ばには醍醐・笠取地域での「果物買」（仕入れ）を行っており、山科家から禁裏や幕府奉行人への熟柿や希少価値を有する木練（甘柿）の贈答が確認される。

第二編

山科家において15世紀初頭以来確認できる栗の貢納（栗年貢）について、栗の栽培地は同家名字地である後白河院新御所跡であり、名字地の栗を贈答することが公家社会における自家の存在を主張するにあたって有効であった。文明12年以降栗年貢の定量化が図られるが、当該期には当主言国による天皇以下禁裏・公家関係者への贈答と、家司大沢久

守による公家・武家・寺家・凡下など広範な階層に対する贈答との二元的な贈答が確認できる。若年の当主言国を支え、家司筆頭として東庄代官をつとめ年貢の裁量権を有する大沢久守の立場が作用したものである。貢納された大量の粟を即日のうちに贈答することによって、山科家は「栗の家」として周知された。

### 第三編

足利義満らに仕えた医師上池院（坂）士仏と親交のあった山科教言は、士仏から診察・投薬を受けるのみならず、自らも薬の調合を手がけたが、15世紀後半の言国の代には大沢久守・重致父子が調剤を担当した。言国の子言綱と孫言継は「三位法眼家傳秘方」を書写しており、とくに言継は日本中世医学の基本テキストである宋代医書「和剂局方」を基に百種以上に及ぶ薬の処方や脈診を行う一方で、受注による薬の調剤・販売や薬の贈答も行い、その「家薬」は子の言経に継承された。

あわせて、阪本龍門文庫所蔵「三位法眼家傳秘方」を翻刻するとともに、その写本数種を検討し、作者の「三位法眼」を坂胤能と推定した。

### 第四編

山科東庄の庄民は9才で烏帽子成をして若衆となり、30才前後でおとな成をするが、おとな層のうち経済的条件を満たした10名前後がおとな公事を担うと推測される。おとな層のうち、政所をつとめた上田二郎衛門家、大沢久守被官と見える五十嵐弥九郎・弥五郎兄弟、山守衆筆頭の沢野井三郎兵衛の系譜を確認・復元した。三郎兵衛については、最大量の粟年貢を納め、麴販売や金融業を営む有力者であり、子の彦三郎の代には政所に就いて受領名を名乗るようになることから、志賀節子の言うように中間層・地侍的存在と評価できる。

### 第五編

山科家家司大沢久守と山科東庄民との贈答行為を分析した。贈答を行う庄民はおとな層ならびに寺庵衆であり、その贈答行為を①年中行事にともなう恒例の贈答、②日常的贈答、③人生通過儀礼や詫事・礼銭などの非日常的贈答、に区分してその実態を明らかにした。贈答に用いられる酒・肴物の具体像、さらにセットで贈答される酒と肴物は盛行する酒宴・共同飲食に用いられるとともに、山科家の経済を補完してもいた。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、室町・戦国期の山科家歴代当主の日記や家司大沢氏の筆になる『山科家礼記』を素材として、公家山科家の取り結んだ様々な贈与関係の実相解明を目的としたものである。

各論の内容は「論文内容の要旨」に譲るが、前記史料から贈答行為の事例を丹念に抽出し、まず山科家にあつては、a 禁裏を中心とした公家ならびに武家・寺家、b 家領山科東庄の有力おとな層、という2つの贈答圏が形成されていたことを明らかにした点は重要である。山科家の贈答を特徴付ける品は栗・柿・菓であるが、なかでも東庄からの貢納品である栗は、文明12年(1480)以降貢納の定量化が図られるとともに、当主言国と家司大沢久守による二元的な贈答が行われていたことを発見している(第二編)。

柿については贈答の様相のみならず、栽培・仕入れ・販売といった山科郷民による果実生産・販売の歴史を跡付け、近世山科地域の特産品となる柿生産の前史を明らかにした(第一編)。

医薬に関しては、幕府御用医師というべき上池院士仏と親交があり自らも調剤を行った山科教言(1328-1411)、「三位法眼家傳秘方」を书写した言綱(1486-1530)・言継父子に着目し、言経の代には調剤・販売がなかば家業となる山科家と医薬との関わりを跡付けた。この第三編ならびに参考資料の「史料紹介 三位法眼家傳秘方百二十種書」は、中世医学史研究にも資するものである。

地下たる山科東庄において贈答の主体は有力おとな層ならびに寺庵衆であることを指摘し、日常的贈答のほか、年中行事や人生通過儀礼など恒例・臨時の贈答の実態を明らかにするとともに、山科家・大沢氏と東庄おとな層との関係を、領民の領主に対する一方的な奉仕・贈与ではなく、互酬的な相互扶助関係と結論づけた点は興味深い(第五編)。

以上のように、2つの贈答圏における贈与の実相を具体的に明らかにし、贈答行為を通じて相互に結びつけられた人間集団とその結合関係を明解に析出した点は重要であり、中世後期の社会的な研究として高く評価できる。

口頭試問では主に、①贈与の互酬性、贈与された側の反応・認識、②当主言国と家司大沢久守による栗贈答の二元性、③自明とされがちな贈答と貢納の関係、について、委員の見解も披瀝しながら米澤氏の見解を求めたのに対し、氏からは、①山科家から贈答を受けた側の記録はほとんど残存せず、史料的制約のため具体的・直接的な反応は明らかにし難い、②傍流出身・若年の当主言国のもとでの久守の権限は特異であり、一時的な現象と捉える。幕府奉行人飯尾氏など武家には久守から贈答されており、言国と久守との間で一定の役割分担が想定できる、③今後の検討課題としたい、との回答がなされた。

審査委員からは、東庄おとな層を山科郷以外の土豪と比較し、中間層論として検討する視角も可能ではなかったか。第五編で論じた大沢久守と東庄おとな層の相互扶助関係

とは、領主による荘園の維持・支配、荘民の側からすると惣村の存立、いずれにとっても不可欠であり、贈答関係はその関係性を確認・再生産する場とは理解できないか、など今後氏が研究を進めていくうえで参考とすべき有益な意見・指摘がなされた。米澤氏からは本論文には記述されなかった知見やデータも示され、審査委員も交えてひとしきり議論となった。

こうした指摘がなされたものの、史料的制約ゆえに検証不能な問題や一朝一夕に結論の出ない大きな論点も含まれており、氏の提出論文の価値を貶めるものではない。これまで20年間にわたって一貫して山科家歴代の日記を分析してきた米澤氏は豊富なデータや知見を蓄積しており、また本学キャンパスとその周辺地域が該当する山科東庄故地にも精通している。終始一貫して山科家ならびに山科東庄を扱い、その贈答の実態を個別具体的に解明した本論文は、学位授与に十分に値すると、審査委員の見解の一致を見た。

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨

印 刷	2021年5月13日
発 行	2021年5月14日
発行者	京都橘大学大学院 文学研究科
	607-8175 京都市山科区大宅山田町 34